

# 令和元年度助成 後期募集要項

## 趣 旨

当財団は、中国地域に最初の電気事業が開始されて100周年になるのを記念して、平成6年10月に、中国電力株式会社およびそのグループ企業によって設立されました。

中国地域における文化、スポーツの振興を支援していくことにより、豊かさゆとりを実感できる地域社会の実現に少しでもお役に立てればとの思いから、美術・音楽・伝統文化・スポーツの分野を対象に助成事業を行っています。

## 対 象

中国地域に所在する文化、スポーツに関する団体<sup>(※1)</sup>が主催し、中国地域在住者が過半数<sup>(※2)</sup>を占める活動で、中国地域内において行う活動を対象とします。

### 美 術

#### 創造・普及・育成につながる美術の展示活動

##### 内 容

- 意欲的、先駆的、実験的な芸術の創造
- 地域への美術の普及
- 若手芸術家等の育成

【活動例】美術作品の展覧会、各種展示、展示につながるワークショップ等

### 伝 統 文 化

#### 地元固有の伝統文化の保存・伝承・復活・発表活動

##### 内 容

- 民俗芸能、伝統的な祭り、行事等の保存・伝承・復活
- 伝統工芸等の保存・伝承・復活
- 民俗資料等の保存・復元  
(100年以上の歴史をもち、地域に根付いたもの)

【活動例】神楽・人形浄瑠璃等民俗芸能の継続的な伝承活動やその成果の発表  
衰退した伝統的な祭り・行事の復活や道具の復元等

### 音 楽

#### 創造・普及・育成につながる音楽の公演活動

##### 内 容

- 意欲的、先駆的、実験的な芸術の創造
- 地域への音楽の普及
- 若手芸術家等の育成

【活動例】クラシック音楽の演奏会、合唱・オペラ・ミュージカルの公演等  
※クラシック音楽主体の活動が対象です。

### ス ポ ー ツ

#### アマチュアスポーツの振興活動

##### 内 容

- 青少年主体のスポーツの振興  
(原則として高校生以下が過半数を占める活動)
- 指導者養成

【活動例】青少年を対象とした競技大会、指導者養成講習会等

過去に助成した活動につきましては、

財団のホームページ <http://www.gr.energia.co.jp/bunspo/> をご覧ください。

※1 団体には、社団・財団・県体育協会等の公益法人、地方公共団体を含みます。

※2 全国規模・西日本規模の大会は中国地域の参加者が過半数でなくても対象とします。

## 対象とならない活動

- |                       |                          |
|-----------------------|--------------------------|
| ①特定の企業名等が活動名についているもの  | ⑤練習、合宿等日常活動として行われるもの     |
| ②営利を目的とするもの           | ⑥助成対象期間以外に活動(支出・検収)されたもの |
| ③宗教的、政治的な宣伝意図のあるもの    |                          |
| ④個人または一流派、一会派等のみで行うもの | ※その他詳しくは財団事務局までお問合せください。 |

## 助成対象期間

令和元年10月1日から令和2年3月31日までに実施される活動

## 募集期間

令和元年5月1日(水)から6月20日(木)(当日消印有効)

## 結果発表

令和元年9月(予定)

ご提出いただいた助成申込書について、選考委員会で審査のうえ、理事会において採否を決定します。採否の結果は、申込者宛に文書でお知らせします。

なお、採否の理由に関するお問合せには応じかねますので、あらかじめご了承ください。

## 助成金額

1件あたり10～50万円

助成の対象となる経費<sup>(※3)</sup>の2分の1を上限として、原則として1件あたり10～50万円の範囲で助成します。

※ 助成の対象となる経費が20万円以上の活動が対象です。(助成金の下限を10万円としているため)

## 応募上の注意

- (1)助成申込書は、選考にあたっての審査資料となりますので、できるだけ具体的に記入してください。
- (2)応募書類は、簡易書留郵便でご送付ください。
- (3)提出書類の内容について、当財団より問合せをすることがありますので、必ず写しを保管してください。

## 申込方法

所定の助成申込書に必要事項をご記入のうえ、次ページの提出先にご送付ください。

助成申込書は、当財団ホームページからのダウンロードも可能です。

※3 助成の対象となる経費とは、活動の実施に直接要する経費で、次のようなものは該当しません。

- 〈対象とならない経費〉●助成の対象期間以前に支出(検収)された経費 ●入場券等販売手数料 ●賞金、賞品代、記念品代、参加賞  
●活動に関連する懇親会、パーティ等の経費 ●主催団体がその団員に支給する出演料  
●有料頒布の図録・目録・パンフレット・プログラム等の作成経費  
●団体運営のための日常的経費(恒常的な設備費、備品費、給与等) ほか